

# 事業計画書

平成 27 年度



社会福祉法人聖啓会

特別養護老人ホーム菜の花

ショートステイ菜の花

デイサービス菜の花

居宅介護支援事業所菜の花



# 目次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 経営理念と基本方針 .....         | 1  |
| 理念.....                 | 1  |
| 基本方針.....               | 1  |
| 特別養護老人ホーム菜の花 事業計画.....  | 2  |
| 施設運営の方針.....            | 2  |
| 相談業務計画.....             | 3  |
| 機能訓練事業計画 .....          | 4  |
| 支援業務計画.....             | 5  |
| 栄養課業務計画.....            | 6  |
| 介護業務計画.....             | 8  |
| 年間行事予定.....             | 8  |
| レクリエーション・クラブ活動.....     | 8  |
| 委員会規定.....              | 9  |
| 会議規定 .....              | 10 |
| ショートステイ菜の花 事業計画.....    | 11 |
| デイサービス菜の花 事業計画書.....    | 12 |
| 居宅介護支援事業所 菜の花 事業計画..... | 13 |
| 医務計画（健康サポート部） .....     | 14 |
| ＜施設における看護師の役割＞ .....    | 14 |
| ＜医務の基本姿勢＞.....          | 14 |
| ＜実施可能な医療行為＞ .....       | 14 |
| ＜その他の医行為＞.....          | 14 |
| ＜看取りケアについての基本方針＞ .....  | 14 |
| ＜緊急避難的医行為について＞ .....    | 15 |
| ＜医務室の体制＞ .....          | 15 |
| ＜各事業に対する医療体制＞.....      | 15 |
| ＜勤務時間＞ .....            | 15 |
| ＜診療体制＞ .....            | 16 |
| ＜急変時の対応＞ .....          | 16 |
| ＜健康診断＞ .....            | 16 |
| ＜予防接種＞.....             | 16 |
| ＜介護職との連携＞.....          | 16 |
| ＜嘱託医、薬剤師との連携＞.....      | 16 |
| ＜ご家族との連携＞.....          | 16 |
| ボランティア受入計画.....         | 17 |
| ボランティアの導入意義.....        | 17 |
| ボランティアの受入れ.....         | 17 |
| 活動内容 .....              | 17 |
| 地域行事への参加と貢献.....        | 17 |
| 活動の報告.....              | 17 |
| 防災計画 .....              | 18 |
| 地震・風水害等 対応計画.....       | 19 |



# 経営理念と基本方針

社会福祉法人聖啓会は平成24年4月1日に「特別養護老人ホーム菜の花」を開設し、施設サービス、在宅サービス（短期入所・通所）、居宅介護支援サービス（居宅介護支援事業所）の4事業を展開しております。

「老人福祉法」基本理念 第2条 前文省略 「敬愛されるとともに、生きがいをもてる健全で安らかな生活を保障されるものとする」とあります。

菜の花は「法人理念」に基づいて職員一人一人が高齢者の安らかな生活への支援を行ない思わず笑顔が生まれる嬉しい環境を提供します。

## 理念

特別養護老人ホーム菜の花は、利用者本位の5つのH（はなびら）を大切にします。

- ① Heart to Heart（心と心が向き合う介護）  
利用者やご家族と、スタッフの気持ちが通じ合える親身な介護に努めます。
- ② at Home（家庭的であたたかな介護）  
家庭での生活スタイルを重視して、家庭的な雰囲気づくりを心がけます。
- ③ Humanity（人間愛に基づく介護）  
利用者一人ひとりの人格・尊厳を何よりも大切にする介護に力を注ぎます。
- ④ Healing（心がほっと安堵する介護）  
心なごむ落ち着いた環境と、安心して生活できる施設をめざします。
- ⑤ Healthy（健康をサポートする介護）  
常に対応できる24時間体制で、健康管理と質の高い介護サービスを提供します。

## 基本方針

- ① 私たちは「法人理念の5つのH（はなびら）」がご利用者の心の中で開花するような安心、安全なケアを提供します。
- ② 私たちは報酬を得てサービスを提供するプロです。その為に自己研鑽を怠らず、ご利用者と職場に敬意を払い業務にあたります。
- ③ 私たちはご利用者の満足を得る為の苦情は宝とし改善への努力を惜しみません。

# 特別養護老人ホーム菜の花 事業計画

|         |                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------|
| 事業開始年月日 | 平成24年4月1日                                                              |
| 定員      | 70名（10名定員 7ユニット）                                                       |
| 基本方針    | 施設の健全な環境に努め、ご利用者が安心して暮らす事が出来るようご利用者の人間性を尊重し、地域社会との連携を密にした明るく楽しい施設にします。 |

## 施設運営の方針

### <ご利用者対応指針>

- ① 身体拘束はしません。
- ② 生活環境を守ります。
- ③ 生きがいの持てる楽しい環境を作ります。
- ④ 排泄援助は個人に合わせます。
- ⑤ 食事形態は個人に合わせます。又希望を取り入れます。
- ⑥ 入浴時間は可能な限り希望に合わせます。
- ⑦ 認知症の進行防止に努めます。
- ⑧ 健康管理を致します。
- ⑨ 地域ご家族との連携を図ります。

### <職員処遇指針>

- ① 人材は人財として大切に育てます。
- ② ワークライフバランスの確保を応援します。
- ③ 福利厚生の実施を図ります。
- ④ 面接・面談を適宜実施します。
- ⑤ 各種委員会を開催します。
- ⑥ 外部・内部研修を実施します。

### <地域や関係機関との連携>

- ① 協力病院との連携を図ります。
- ② 地域の行事に参加します。
- ③ 地域、町内会に加入し、町内会の運営に協力します。
- ④ 地域の防災拠点として、災害時の避難場所として、協力します。
- ⑤ 地域交流室を解放します。
- ⑥ ボランティアの受入をします。
- ⑦ 関連施設、病院主催の勉強会に参加します。
- ⑧ 施設主催のイベントを地域に発信します。（菜の花祭り・作品展）
- ⑨ 「菜の花だより」を毎月発行し関係部署に届けます。
- ⑩ 適時にインターネットのホームページで「菜の花」を紹介します。
- ⑪ 地域の学校、幼稚園と連携し世代間交流を図ります。
- ⑫ 自然との触れ合いを大切にし、お花見など外出レクを実施致します。
- ⑬ 地域の名産、名物を取り入れた献立を提供致します。
- ⑭ 地域のレストランやお寿司屋など外食の楽しみにも対応致します。

## 相談業務計画

- 受入計画 優先入所指針に基づいて入所の必要の高い方から入所できるように支援します。在宅で介護しておられるご家族が病気や事故、災害や介護疲れ等により介護が困難になった場合、1人暮らしの高齢者が介護が必要となり日常生活が困難になった場合施設入居を考慮すべきと判断された場合等、1人1人の話を聞き入所指針に基づき得点化を行い、優先順位を決定します。
- 申し込み手順 ①申し込み書をご家族様に記入いただきます。  
②介護保険証をご提示いただきコピーをさせていただきます。  
③ご家族と面談し施設の見学をしていただきます。  
④申し込み者の担当のケアマネージャーやご家族様に連絡し近況の確認をします。  
⑤入所事前訪問を行い現在の心身の状況や主介護者ご家族様の状況を確認しながら自宅や病院に訪問します。  
⑥入所検討委員会を第3者を入れて行います。入所指針に基づき得点化を行い優先順位を決定します。  
⑦入所順位が上位の方へ連絡致します。入所についての説明をさせていただき、運営方針、機能についてご理解いただき入所となります。
- 相談目標 ①常にご利用者の気持ちに寄り添い、心身の状況や置かれている環境等の明確な把握に努め、ご利用者やご家族に対し、相談に適切に応ずると共に、必要な助言そのほかの援助をします。  
②ご利用者の様子や体調をご家族に連絡させていただき相談していき専門職との連携をし、その時に必要な助言や援助を行っていき地域に貢献できる施設を目指します。  
③優先入所制度の円滑な運用を図ります。
- 支援計画 入所されたご利用者が長期に生活される施設として家庭的であたたかな気持ちでお過ごしいただけるよう支援します。ご利用者ご家族の相談や支援やご利用者の状況等についてご家族様に密に連携を取ります。
- 今年度の取り組み ①ご利用者が安心して長期に生活されるよう援助していきます。  
②ご利用者が毎日を笑顔で暮らせるよう援助していきます。

## 機能訓練事業計画

利用者様、ご家族様の意向を尊重しながら、身体機能の維持・向上を目指し、下記の事業を行ないます。

- ・個別機能訓練計画書の作成
- ・個別訓練（歩行訓練、立ち上がり訓練、立位保持訓練、座位保持訓練、移乗訓練、マッサージ、関節可動域訓練、車椅子散歩等）
- ・集団訓練（TV 体操・ラジオ体操・リハビリ体操）
- ・担当者会議への出席
- ・委員会、各行事への出席
- ・今年は更に入所者様に満足いただけるように、丁寧に支援していきます。また、日常生活につながるリハビリ、楽しく体を動かせるリハビリも取り入れていきたいと考えています。



## 支援業務計画

支援計画（ケアプラン）の作成を行います。

ケアプランとは、入居者様の「その人らしさ」と「どのように暮らしたいのか」を把握し、これからの生活とそれを支えるケアをまとめる計画書です。ケアプランは、本人、家族、職員で共有していきます。

### ケアプラン作成の流れ

#### ① アセスメント

入居者様の現在の状況と意向、それまでの生活歴等を把握し、入居者様への理解を深め、また、家族の意向を確認し、課題と目標を導き出します。

#### ② 暫定プランの作成

アセスメントに従って、暫定のプランを作成します。

#### ③ 担当学会議開催

本人、家族、各職員が参加します。プランを提案し、協議します。

#### ④ ケアの提供

#### ⑤ モニタリング

生活状況・心身の機能把握、プランの評価を行います。新しい課題がみつかればプランを見直します。

#### ⑥ 本プラン作成

暫定プランの評価に基づき、具体的なプランを作成します。

本プランは介護保険証有効期間に合わせ、概ね6ヶ月おきに見直しを行います。状態に変化があった場合は随時変更します。

### 今年度の取り組み事項

- ・ ユニットケアの基本である、「暮らしの継続」を心掛けたプランを作成します。
- ・ モニタリングを丁寧に行い、入居者様の心身状態の把握につとめます。

## 栄養課業務計画

### 1、栄養ケアマネジメントの実施

入居者様1人1人の状態を把握し、課題を早急に見つけ、他職種と共同し施設ケアプランに基づき、栄養ケアを実践していきます。また評価、判定も定期的に行います。

### 2、給食管理

おいしく安全で心のこもった食事を提供します。また提供された食事の品質や入居者様の摂取量、残食を評価し、献立に反映させます。また季節のものや行事食、地元で親しまれている食材を取り入れ、食事を楽しむことができるようにします。給食委託会社と月1回給食会議を開催し、より良い食事を提供するために反省・改善を話し合います。

### 3、食事環境を整える

気持ちよくおいしく食事が摂れるように共同スペースの環境を整えます。また調理レクリエーションを企画・調整・実施し、食事が楽しみになる工夫をします。

### 4、他職種との連携

担当者会議、摂食委員会、感染褥瘡委員会、入浴排泄委員会に出席し、他職種と情報を共有し、入居者様の状況を把握したり、健康を維持できるように支援します。また便秘改善にも取り組んでいきます。

## 現状

### 1、食種 (2015. 3. 10 現在)

| 食種    | 食数 (人) | 割合 (%) |
|-------|--------|--------|
| 普通食   | 11     | 17%    |
| 腎臓食   | 39     | 58%    |
| 肝臓食   | 1      | 1%     |
| 糖尿病食  | 7      | 10%    |
| 胃潰瘍食  | 0      | 0%     |
| 貧血食   | 4      | 6%     |
| 脂質異常食 | 5      | 8%     |
| 痛風食   | 0      | 0%     |
| 脾臓食   | 0      | 0%     |
| 合計    | 67     | 100%   |

### 2、食事形態 (2015. 3. 10 現在)

| 食事形態 |       | 食数 (人) | 割合 (%) |
|------|-------|--------|--------|
| 主食   | 米飯    | 36     | 54%    |
|      | 軟飯    | 15     | 23%    |
|      | 全粥    | 13     | 20%    |
|      | ソフト粥  | 1      | 1%     |
|      | パン    | 1      | 1%     |
|      | ミキサー粥 | 1      | 1%     |
|      | 合計    | 67     | 100%   |

|    |      | 食数 (人) | 割合 (%) |
|----|------|--------|--------|
| 副食 | 常菜   | 31     | 46%    |
|    | 一口大  | 20     | 30%    |
|    | ソフト  | 4      | 6%     |
|    | やわらか | 11     | 17%    |
|    | ミキサー | 1      | 1%     |
|    |      |        |        |
|    | 合計   | 67     | 100%   |

### 3、栄養給与目標量（H26 年度）

|   | エネルギー | たんぱく質 | 脂質<br>エネルギー比 | カルシウム | 鉄  | ビタミン<br>A | ビタミン<br>B1 | ビタミン<br>B2 | ビタミン<br>C | 食塩<br>相当量 | 食物繊維<br>総量 |
|---|-------|-------|--------------|-------|----|-----------|------------|------------|-----------|-----------|------------|
|   | k g   | g     | %            | mg    | mg | μ g RE    | mg         | mg         | mg        | g         | g          |
| 男 | 1650  | 70    | 20～25        | 700   | 7  | 800       | 1.2        | 1.3        | 100       | 9.0       | 19         |
| 女 | 1400  | 60    | 20～25        | 600   | 6  | 650       | 0.9        | 1.0        | 100       | 7.5       | 17         |

### 栄養給与量（H27.1）

| エネルギー | たんぱく質 | 脂質<br>エネルギー比 | カルシウム | 鉄   | ビタミン<br>A | ビタミン<br>B1 | ビタミン<br>B2 | ビタミン<br>C | 食塩<br>相当量 | 食物繊維<br>総量 |
|-------|-------|--------------|-------|-----|-----------|------------|------------|-----------|-----------|------------|
| k g   | g     | %            | mg    | mg  | μ g RE    | mg         | mg         | mg        | g         | g          |
| 1533  | 57.4  | 22.1         | 637   | 8.5 | 1158      | 1.16       | 1.21       | 109       | 9.1       | 13.8       |

### 4、行事食

|      |           |
|------|-----------|
| 4 月  | 開設記念日     |
| 5 月  | 端午の節句     |
| 6 月  | お楽しみ献立    |
| 7 月  | 七夕        |
| 8 月  | 土用の丑の日    |
| 9 月  | 敬老の日（祝い膳） |
|      | 菜の花まつり    |
| 10 月 | 秋の季節料理    |
|      | 菜の花カフェ    |
| 11 月 | お楽しみ献立    |
| 12 月 | クリスマス     |
|      | にぎり寿司     |
|      | 年越しそば     |
| 1 月  | おせち料理     |
| 2 月  | 節分        |
| 3 月  | ひなまつり     |

## 介護業務計画

1. 私たち菜の花の介護職員は、ご利用者の安全・安楽な生活を守ります。

- ① プライバシーを保護します。
- ② 基本的なケアを順守します。
- ③ 尊厳と快適性を追求した排泄ケアを提供します。
- ④ ユニットケアの中で個別の受け持ち制をとり、ご利用者とご家族との連携を図ります。
- ⑤ リスクマネジメントに力を入れます。

### 年間行事予定

|      |          |        |     |
|------|----------|--------|-----|
| 4 月  | お花見ドライブ  | 菜の花作品展 | 誕生会 |
| 5 月  | 母の日      | 誕生会    |     |
| 6 月  | 父の日      | 誕生会    |     |
| 7 月  | 七夕まつり    | 誕生会    |     |
| 8 月  | 盆踊り      | 誕生会    |     |
| 9 月  | 敬老会      | 菜の花まつり | 誕生会 |
| 10 月 | 運動会      | 菜の花カフェ | 誕生会 |
| 11 月 | 紅葉狩りドライブ | 誕生会    |     |
| 12 月 | クリスマス会   | 誕生会    |     |
| 1 月  | 新年会      | 誕生会    |     |
| 2 月  | 節分       | 誕生会    |     |
| 3 月  | ひな祭り     | 誕生会    |     |

### レクリエーション・クラブ活動

|       |                                                                                                             |                                                                                           |                                                                                          |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各ユニット | <ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽鑑賞</li> <li>・ランチ作り</li> <li>・おやつ作り</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビデオ鑑賞</li> <li>・買い物</li> <li>・ドライブ</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・回想療法</li> <li>・ラジオ体操</li> <li>・リハビリ体操</li> </ul> |
| 個別    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種クラブ活動</li> <li>・各種ゲーム</li> <li>・散歩</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手芸</li> <li>・将棋</li> <li>・頭の体操</li> </ul>         |                                                                                          |
| クラブ活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽クラブ</li> <li>・園芸クラブ</li> <li>・華道クラブ</li> <li>・将棋・囲碁クラブ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵手紙クラブ</li> <li>・書道クラブ</li> <li>・手芸クラブ</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・舌鼓クラブ</li> <li>・健康クラブ</li> <li>・美々クラブ</li> </ul> |

## 委員会規定

|    | 委員会名      | 運営担当         | 目的                                                         | 役割                                                      | 開催日       | メンバー                         |
|----|-----------|--------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------|------------------------------|
| 1  | 教育接遇委員会   | 委員長<br>(介護職) | 職員の接遇能力、書類記載ルールの徹底、報告、連絡・相談等に関してスキルアップを図ることを目的として設置する      | 接遇のあり方、勉強会、資料提供など全般<br>内部研修の企画・運営                       | 第1<br>水曜日 | 施設長<br>各部署の委員<br>ユニットリーダー    |
| 2  | 感染・褥瘡委員会  | 委員長<br>(医務)  | 快適な環境作りを行うために設置し、施設内の感染褥瘡防止、発生時の対処方法を検討する                  | MRSA、インフルエンザ、結核、疥癬等のマニュアル作り                             | 第2<br>水曜日 | 施設長<br>医務<br>ユニットの委員         |
| 3  | 事故対策委員会   | 委員長<br>(介護職) | ご利用者と職員の安全と安心を確保し生活を守るべき事故の発生を最小限にとどめるために設置する              | 1ヶ月毎の事故の状況把握（一覧表）、多発時間、事故状況を分析し防止のための検討をする              | 第2<br>月曜日 | 施設長<br>介護主任<br>各部署の委員        |
| 4  | 身体拘束廃止委員会 | 委員長<br>(介護職) | 身体拘束をしなくても安全安楽な生活が確保できるために設置する                             | 身体拘束に関する経過・判定<br>身体拘束の該当者に対する対策を検討<br><br>「身体拘束ゼロ宣言」の推進 | 第2<br>水曜日 | 施設長<br>介護主任<br>各部署の委員        |
| 5  | 摂食委員会     | 委員長<br>(介護職) | ご利用者一人ひとりにあった食事形態や食事道具を、ご利用者の意見を聞きながら安全で美味しい食事を提供するために設置する | 最近の食事全般（形態・用具・席順など）について協議する                             | 第3<br>水曜日 | 施設長<br>介護主任<br>各部署の委員        |
| 6. | 入浴排泄委員会   | 委員長<br>(介護職) | 安全で快適な生活を提供する                                              | 個人に合った排泄の援助方法の検討<br>おむつはずし対策<br>安全快適な入浴方法               | 第4<br>水曜日 | 施設長<br>介護主任<br>各部署の委員        |
| 7. | 看取り委員会    | 委員長<br>(医務)  | 看取り指針に沿ったケアを提供する                                           | ご本人・ご家族の意向に沿った看取りケアを提供する                                | 随時        | 施設長<br>ケアマネ<br>看護師<br>各部署の委員 |

## 会議規定

|  | 会議名        | 運営担当     | 目的                                                 | 開催日        | メンバー                                  |
|--|------------|----------|----------------------------------------------------|------------|---------------------------------------|
|  | 主任会議       | 各職種主任    |                                                    | 第1水曜日      | 施設長<br>課長<br>各フロア介護主任<br>事務主任<br>教育主任 |
|  | ユニットリーダー会議 | 介護主任     | 共通ルールの確立、情報共有、施設全体の介護の方向性や問題点などの洗い出し、全体への連絡事項の伝達など | 第1水曜日      | 施設長・課長<br>各部署代表<br>介護主任<br>ユニットリーダー   |
|  | ユニットミーティング | ユニットリーダー | ユニット内課題の検討・ケアの質の向上を図る                              | 各ユニットごとに決定 | ユニットリーダー<br>ユニットスタッフ                  |
|  | デイ会議（在宅）   | デイ主任     | ご利用者が居心地の良い環境（食事・入浴・レク・クラブなど）を提供する為の検討             | 毎週月曜日      | 施設長<br>在宅主任<br>デイ主任<br>デイ職員           |
|  | 給食会議       | 栄養士      | 食事における現状報告と課題検討・調整                                 | 第1金曜日      | 施設長<br>施設栄養士<br>委員及び先任責任者<br>摂食委員会委員長 |
|  | 医務会議       | 医務主任     | 医療専門スタッフの連携調整                                      |            | 施設長<br>看護師                            |
|  | リスク会議      | 施設長      |                                                    | 随時         | 施設長<br>関係部署代表                         |
|  | 苦情対応会議     | 施設長      |                                                    | 随時         | 施設長<br>関係部署代表                         |

## ショートステイ菜の花 事業計画

- |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 利用定員     | 20 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2 職員定数     | 特別養護老人ホーム職員数と同じ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 3 事業開始年月日  | 平成 24 年 4 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 4 事業運営方針   | ご利用者 1 人 1 人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を支援することによりご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 5 サービス提供内容 | <p>① 食事<br/>管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p>② 排泄<br/>ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。</p> <p>③ 入浴<br/>週 2 回以上の入浴または清拭を行ないます。</p> <p>④ 離床、着替え等<br/>寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え毎朝・夕の着替えを行なうよう配慮します。シーツ交換は最長週 1 回・、最短は退所毎に交換、寝具の消毒は月 1 回実施します。</p> <p>⑤ 相談及び援助<br/>ご利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行ないます。</p> <p>⑥ レクリエーション<br/>必要な教養娯楽設備を整えるとともに、事業所での生活を実りあるものとするため適宜レクリエーション行事を企画します。</p> |
| 6 健康管理     | 利用中は看護職員による健康管理とお持ち頂いた服薬管理を行ない体調不良等異常のある時は遅滞なく緊急連絡先・ケアマネージャー等に連絡します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 7 防災計画     | 別途定める「特別養護老人ホーム菜の花防災計画」にのり年 2 回以上、夜間及び昼間を想定した避難訓練をご利用者の方も参加して実施します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 8 日課       | ご利用者の日課に特に定めはありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

# デイサービス菜の花 事業計画書

- 1 利用定員 20 名  
職員定数 (1) 管理者 1 名  
(2) 生活相談員 1 名  
(3) 看護職員 1 名以上  
(4) 介護職員 2 名以上  
(5) 機能訓練指導員 1 名以上
- 3 事業開始年月日 平成 24 年 6 月 1 日
- 4 事業運営方針 要支援・要介護状態となったご利用者が可能な限りその居宅に於いて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、ご利用者の社会的孤独感の解消及び、心身の機能の維持並びに、ご利用者の家族または身元引受人の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 5 サービス提供内容
  - ①日常生活支援  
日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及び、サービスを提供する。在宅での自立した生活が送れるよう残存機能維持回復を目指す。
  - ②食事  
栄養バランスの取れた食事の提供をする。身体状況に応じた食形態での提供、嚥下機能低下防止の取り組みをする。調理レクの実施で楽しく豊かな食生活作りの援助をする。
  - ③入浴  
家庭における入浴が困難なご利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
  - ④レクリエーションほか  
ご利用者が生きがいや生活の張りを持てる活動の提供をする。心身の活性、残存能力の維持を図る。
  - ⑤送迎  
送迎を必要とするご利用者に対して必要な支援及び、サービスを提供する。
  - ⑥相談及び、援助  
ご利用者及び、身元引受人の日常生活における身上、介護等などの相談及び、助言を行なう。
- 6 健康管理 利用中は看護職員による健康管理と、お持ちいただいた服薬管理を行ない体調不良などの異常がある時は遅滞なく緊急連絡先・ケアマネージャーなどに連絡する。
- 7 防災計画 別途定める「特別養護老人ホーム菜の花 防災計画」にのっとり、年 2 回以上、昼間を想定した避難訓練をご利用者も参加して実施する。



## 居宅介護支援事業所 菜の花 事業計画

- 1 職員定数 介護支援専門員 1 名（管理者兼）
- 2 事業開始年月日 平成 24 年 4 月 1 日
- 3 事業運営基本計画 介護保険法等の関係法令に従い、ご利用者が居宅においてできる限り自立した生活を営むことができるよう、心身の状態、生活環境、ご利用者又はご家族の希望等に応じた適切な居宅サービス計画を作成し、サービスが円滑に提供されるようサービス事業者との連絡調整等を行います。
- 4 事業目標 ご利用者が関わるサービスは多岐に渡るため、介護支援専門員も行政、地域の協力者、病院関係者等と密接な関係を築き、様々な職種が連携してご利用者に対し継続的かつ効率的、適切なサービスが提供できるよう支援していきます。

## 医務計画（健康サポート部）

### <施設における看護師の役割>

特別養護老人ホームの役割は介護保険法では「要介護者に対して施設プランに基づいた入浴・排泄・食事などの日常生活上の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行なう施設」と定義されており、介護保険施設の3施設の中で一番介護に重点を置いた施設です。

看護師の役割は、ご利用者は慢性疾患を持ちながらも安定した状態にある事が望ましいと考えます。  
ご利用者が「苦痛なく穏やかに過ごしていただける」よう健康をサポートして行きます。

### <医務の基本姿勢>

- ① 健康管理
- ② 予防管理
- ③ 急変時の対応
- ④ 現状維持の為の機能訓練
- ⑤ 地域連携

### <実施可能な医療行為>

- ① 褥瘡処置
- ② 浣腸・摘便
- ③ 人工肛門
- ④ インスリン注射
- ⑤ 簡単な創傷処置
- ⑥ 在宅酸素療法
- ⑦ 胃瘻・経管栄養（要相談）
- ⑧ 薬剤管理

### <その他の医行為>

#### 1 感染症対策

- ① 「インフルエンザ」はワクチンによる予防を基本とします
- ② 「疥癬」は皮膚科医の指示。新入居の場合は治癒を確認してから入居を許可します。
- ③ 「MRSA」保菌者は入所の制限はしませんが、咳嗽のある場合はマスクの使用をお願いします。
- ④ 「結核」は排菌者・食中毒については適切な病院へ入院していただきます。

#### 2 看取りケア

特別養護老人ホーム菜の花 では看取りケアは下記の基本方針を確認した方のみ対応して参ります。  
入居時に入居者又はご家族様に看取り指針の内容を説明し同意を得ます。

### <看取りケアについての基本方針>

まずは、ご家族の意向に添います。

特養の体制下では制度的にも十分な医療体制が提供できない状況をご説明させていただきます。

ご了承頂いた方に対して下記のケアを提供させていただきます。その為看取りには直接医師が立ち会う事が難しい状況がある事もご承知頂いた上でケアを進めて行きます。

- ① 介護職員、医務等の職員と共に、ご家族のご要望等を伺わせて頂き日々の過ごし方を検討していきます。
- ② 食事が摂れなくなった場合にも敢えて点滴等の処置は致しません。できるだけ自然の形で見守らせて頂きます。
- ③ フロアで提供させていただくケアは、今までの生活と変わらず日常の生活を大事にして参ります。（身

体を清潔に保ちます。ご本人様の欲求と状態に合わせ少量ずつであれば経口飲水等の水分補給の機会を持たせていただきます。創傷のケアも継続して行なっていきます。フロアの声が聞こえる中でゆったりとした時間を過ごしていただきます。）

- ④ 苦痛が少なくお過ごしになれるよう体位変換等心がけ圧迫や褥瘡の発生を防ぎます。
- ⑤ ご本人様がご家族と共に過ごせる時間や場所を確保致します。

### <緊急避難的医行為について>

施設の看護師は不特定多数の人に対応する為、医師の指示がなければ医療を行うことができません。ただし臨時応急の手当は反復継続する意思がないので医業に当てはまらず医師の指示を得なくても緊急避難的に行う医行為は許されています（保助看法第37条）

特別養護老人ホーム菜の花の願いは、ご利用者が心身共に健康で、安全で安心できる生活を送っていただくことです。

その為に、個々の健康状態の把握に努めると共に、それぞれがその人らしい生活が送れるよう、介護者・医療者・他職種・ご家族と連携を密に援助します。

### <医務室の体制>

医務室は、入所・在宅（通所・ショートステイ）に医療従事者を配属しております。

### <各事業に対する医療体制>

#### 1. 在宅系（通所・ショートステイ）の医療体制

通所・ショートステイご利用者への医療サービスの提供は、フロア担当の看護師が担います。

体調の変化が生じた際は看護師が症状を確認の上、相談員・ご家族・ケアマネージャーと協議の上受診・帰宅やサービス継続の判断を行います（かかりつけ医との連携）。

インスリン注射・カテーテル・ストマ造設・HOT（在宅酸素）の方々にも入所数の制限はありますが対応しております。

#### 2. 入所系（特養）の医療体制

健康管理、予防、現状維持の為に機能訓練と地域連携で取り組んでいきます。

- ・慢性疾患をお持ちの高齢なご利用者に対して、疾病の予防と早期発見・早期対応します。
- ・嘱託医の処方に基づき薬剤の管理を行います。
- ・施設内外の他職種との連携を密にし、健康アセスメントを実施します。
- ・感染症の予防に努めると共に、マニュアルや指針に基づいた速やかな対応・処置を行います。
- ・介護職員への健康管理・衛生指導を実施します。
- ・看取りケアを行います。（終末期援助）
- ・診療補助を行います。
- ・急変時の対応を行います。

### <勤務時間>

日中は、午前8時30分～午後5時30分

夜間は、午後5時30分～翌朝午前8時30分迄でオンコール対応を敷き電話対応・必要に応じて出動し対応いたします。

因みにオンコール体制とは、当番の看護師を決め、携帯電話を常備。いつでも相談・緊急対応できる体制のことを言います。（駆けつける迄の時間は、宿直と現場介護士が協力し対応致します。病態に合わせ救急隊との連携を図り適切な判断と搬送を心がけます。

オンコール体制は、特養・短期入所（ショートステイ）に対して対応しています。

但し、ショートステイは、在宅サービスの為受診はご家族対応が原則となります。

## ＜診療体制＞

医師による診療。1時間/1回程度です。

日常の健康管理に努める事を基本とし、必要に応じて外部の病院へ、より安全につないでいく為の診療を依頼しています。

配置基準で対応していますので、医師は定期来訪しますが、安定している方の診療は概ね1回1ヶ月となり、その他状態に応じて対応するシステムを取っております。

嘱託医による診療と処方 2回/週

ほしのクリニック 星野正明医師

歯科契約による診療と処方 1回/週

若林歯科医院 若林秀典歯科医師

提携医療機関

藤枝市立総合病院

薬局

ウエルシア薬局

その他の診療科目の選択を要する急変時には、別途対応します。

## ＜急変時の対応＞

急変への対応は、職員一体となり救命に臨みます。基本的には嘱託医に相談の上搬送先を決定しますが、看護師で判断する場合もあります。ご家族のご意向を反映させながら対応させていただきます。

## ＜健康診断＞

厚労省告示第3号通知により、平成20年度より検診（特定健康診断）は、廃止となりました。嘱託医と相談しご利用者の健康管理は次の様に行います。

- ・後期高齢者健康診査に準じて実施。
- ・年に1回10月に実施。
- ・診査内容（検尿、血液検査、心電図、胸部レントゲン）
- ・診査結果は嘱託医から「健康診断のお知らせ」にてご家族に報告。

## ＜予防接種＞

インフルエンザの予防接種は、10月下旬より2ヶ月かけて施設内で実施していきます。

ご利用者・職員を対象とします。

## ＜介護職との連携＞

1. 救急法、緊急時の対応
  - ・適宜施設内研修を実施しご利用者の安全確保に努めます。
2. 感染予防対策
  - ・感染褥瘡対策委員会に出席し感染予防に努めます。

## ＜嘱託医、薬剤師との連携＞

- ・年2回、菜の花診療所会議を開催し、嘱託医と薬剤師と話し合いご利用者の疾病の悪化予防及び医療面でのサポートなどを行います。
- ・ご利用者の苦痛の軽減をはかり快適な生活を過ごせるよう援助します。

## ＜ご家族との連携＞

- ・ご家族交流会に参加したり、サービス担当者会議に参加しご家族のご希望を伺います。
- ・ご利用者を中心にご家族の意向を医療面での支援に反映させていただきます。

## ＜地域の医療施設との連携＞

- ・職員は医療機関主催の勉強会に出席し研鑽します。又連携を図ります。

# ボランティア受入計画

## ボランティアの導入意義

1. ご利用者には、日中活動支援、話し相手ができることで、日常生活が活性化されることが期待されます。
2. 地域の方には、ボランティア活動に参加することで、活動について理解を深めることが期待されます。

## ボランティアの受入れ

1. 多方面に、ボランティア活動参加を呼びかけます。
2. ボランティアセンター、地域、ご家族などにも参加を呼びかけます。
3. 活動が継続できるように、懇親会や情報交換を行います。

## 活動内容

1. 日常生活支援と趣味活動支援ボランティア（踊り 歌 太鼓 ダンスなどと掃除、シーツ交換、傾聴など）  
募集人数 各ユニットに1～2名（通年）
2. 行事支援ボランティア
  - ・祭り 20名程（駐車場整備、移動、販売、案内等）
  - ・敬老会 歌や踊りなどを、披露してくださるボランティア
  - ・クリスマス会 歌や踊りなどを、披露してくださるボランティア
  - ・大掃除 1週間程度の期間

## 地域行事への参加と貢献

ボランティアを受け入れるだけではなく、私たちが地域の行事や、お祭りなどに積極的に参加し地域活動に貢献します。

- ①烏帽子山祭り
- ②町内会の行事への協力
- ③認知症サポーター養成講座への参加、取り組み
- ④町の保健室（看護協会）
- ⑤出前健康講座

## 活動の報告

「菜の花だより」や、施設内の掲示板にて、ボランティア活動の状況や内容などを報告します。

# 防災計画

## 目的

消防法第8条第1項に基づき、特別養護老人ホーム菜の花は防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害の予防及び人命の安全確保ならびに被害の拡大を防止します。  
また、災害発生時における福祉避難所としての機能も発揮します。

## 年間防災訓練計画

- ・消防防災訓練（消防法に基づく消火訓練及び避難訓練）を年2回行う。
- ・消防設備等の法定点検は法人が委託した点検資格者により年2回行い、年1回は藤枝市消防署へ報告する。
- ・自主検査チェック表により毎月1回消防用設備等のチェックを行う。
- ・職員の防災教育については採用時に行う。採用後も地域で開催される研修等に積極的に参加して職員の防災の教育を行う。

## その他

- ・地域との防災協定を締結すると共に災害時の食料を3日分備蓄しているため災害発生時における福祉避難所としての体制も整えている。
- ・危機管理管理体制の強化として、事業継続計画（BCP）を策定し、大規模災害への対策強化に努める。

# 地震・風水害等 対応計画

## 目的

この地震防災応急対策は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)の規定に基づき、東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)の発表時及び警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と被害の軽減を図ることを目的とする。

## 地震・風水害・不審者等 年間対応計画

- ・消防防災訓練(消防法に基づく消火訓練及び避難訓練)を年2回行う。
  - ・消防設備等の法定点検は法人が委託した点検資格者により年2回行い、年1回は藤枝市消防署へ報告する。
  - ・自主検査チェック表により毎月1回消防用設備等のチェックを行う。
  - ・職員の防災教育については採用時に行う。採用後も地域で開催される研修等に積極的に参加して職員の防災の教育を行う。
  - ・危機管理管理体制の強化として、事業継続計画(BCP)を策定し、大規模災害への対策強化に努める。
  - ・不法侵入に備え、監視体制を徹底する。
- ① 災害発生時における福祉避難所としての体制を整えておく。
  - ② 地域との防災協定を締結すると共に、災害時の食料を3日分備蓄しておく。
  - ③ 毛布や衣類の備蓄をしておく。
  - ④ タオルや、衛生材料の備蓄をしておく。

## 日常の安全管理

- ・藤枝消防署との連携を図り、施設内の消防設備(AED含む)の自主検査、自主点検を行い、緊急に備える。
- ・避難誘導の為に携帯用照明器具・拡声器・電燈・ロープ・医薬品等の準備し、使用可能か定期的に点検する。
- ・緊急連絡網の確認をする。

